

令和4年度文化観光局 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約案件一覧

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約を締結したので、横浜市契約規則第27条の3の規定に基づき、次の通り発注見通し・契約の締結状況を公表します。

No.	発注予定時期	件名	履行期限 (履行期間)	発注課	契約 担当課	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方とした理由
1		名刺印刷	契約締結した日から14日以内	総務課	総務課	令和4年6月10日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	2,780	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
2		名刺印刷	契約締結した日から14日以内	企画課	企画課	令和4年4月1日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	2,780	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
3		名刺印刷	契約締結した日から14日以内	企画課	企画課	令和4年4月12日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	5,870	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
4		名刺印刷	契約締結した日から14日以内	企画課	企画課	令和4年5月13日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	1,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
5		文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課の名刺印刷	契約決定した日から14日以内	創造都市推進課	創造都市推進課	令和4年8月24日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	16,910	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
6		職員用名刺の印刷	R4.4.1～R4.4.15	観光振興課	観光振興課	令和4年4月1日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	5,907	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
7		職員用名刺の印刷	契約締結した日から30日以内	観光振興課	観光振興課	令和4年7月25日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	4,917	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
8		名刺の印刷	契約決定した日から30日以内	MICE振興課	MICE振興課	令和4年5月11日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	10,970	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
9		名刺印刷	契約締結した日から14日以内	総務課	総務課	令和4年11月10日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	1,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
10		名刺印刷	契約締結した日から14日以内	総務課	総務課	令和5年2月2日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	1,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
11		名刺印刷	令和5年3月31日	総務課	総務課	令和5年3月22日	特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会	8,250	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
12		名刺印刷	令和5年3月31日	創造都市推進課	創造都市推進課	令和5年3月23日	特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会	24,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
13		名刺の印刷	令和5年3月31日	文化振興課	文化振興課	令和5年3月24日	特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会	19,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
14		職員用名刺の印刷	契約締結した日から30日以内	観光振興課	観光振興課	令和4年12月16日	社会福祉法人 横浜社会福祉協会・なかワークトレーニングハウス	5,907	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
15		職員用名刺の印刷	令和5年3月31日	観光振興課	観光振興課	令和5年3月20日	特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会	24,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
16		名刺の印刷	令和5年3月31日	MICE振興課	MICE振興課	令和5年3月23日	特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会	23,100	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
17		名刺の印刷	令和5年3月31日	MICE振興課	MICE振興課	令和5年3月23日	特定非営利活動法人 オフィス ウイング	18,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため
18		創造都市推進課保管文書データ化委託	契約決定した日から14日以内	創造都市推進課	創造都市推進課	令和5年2月1日	NPO法人 無限夢工房	6,650	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による障害者福祉施設等との契約であるため